

石川県ミニバスケットボール連盟 慶弔規程

第1条 本連盟は、本連盟役員に対し慶弔給付を行う。

第2条 給付の範囲及び内容については、別表に定めるところによる。

附則

この規程は平成12年4月16日から施行する。

この規程は平成 年 月 日から施行する。

別表

種別	内容	給付額
結婚	本人	10,000円
死亡	本人	10,000円 + 弔電
	家族（配偶者、子供、実父母、同居の父母）	5,000円 + 弔電
病気	本人（1か月以上入院）	その都度協議
住宅災害等	本人	その都度協議
その他必要と認めるとき	県バスケットボール協会役員	その都度協議
	その他	理事長が認める額